# 徳島市監査委員告示第2号

岸本和代

令和2年度に実施した定期監査に係る結果報告に基づき、措置を講じた旨の通知が 徳島市教育委員会教育長から別紙のとおりあったので、地方自治法第199条第14 項の規定により、当該通知に係る事項を公表する。

令和3年1月7日

 徳島市監査委員
 稲 井 博

 同 藤 原 晃

 同 岡 南 均

同

徳島市監査委員 殿

裁を受けていないものがあった。

徳島市教育委員会 教育長 松 本 賢 治

決裁権者の決裁を受けました。今後は徳

島市教育委員会事務決裁規程等に基づ

令和2年度定期監査結果に基づき次のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条 第14項の規定により通知します。

監査の結果(令和2年12月2日報告分)に基づく措置状況

教育委員会

#### 果 監 査 の 結 措 置 状 況 1 収入事務 1 収入事務 (1) 施設使用料について、納入期限の設定 (1) 今後は、行政財産の許可使用に係る使 が適正でないものがあった。 用料徴収条例に基づき、適正な納入期限 を設定し、事務処理を行います。 (2) 施設使用料の調定額通知書について、 (2) 当該調定額通知書については、直ちに 決裁権者の押印がなく、決裁手続が適正 決裁権者の決裁を受けました。今後は、 でないものがあった。 徳島市教育委員会事務決裁規程等に基 づき、適正に処理を行います。 2 支出事務 2 支出事務 (1) 請書における収入印紙の消印が適正 (1) 当該請書については、直ちに収入印紙 に消印を行いました。今後は印紙税法に でないものがあった。 基づき、適正な事務処理を行います。 (2) 当該決裁書については、直ちに適正な (2) 物品購入決裁において、購入契約締結 権者の決裁を受けていないものがあっ 購入契約締結権者の決裁を受けました。 今後は事務決裁規程に基づき、適正な事 た。 務処理を行います。 (3) 物品購入において、契約書又は請書が (3) 当該契約については、直ちに請書を作 作成されていないものがあった。 成しました。今後は、徳島市契約規則に 基づき、適正な事務処理を行います。 (4) 当該決裁書については、直ちに適正な (4) 施設修繕決裁において、決裁権者の決

- (5) 決裁書において、決裁権者の押印がされておらず、決裁手続が適正でないものがあった。
- き、適正な事務処理を行います。
- (5) 当該決裁書については、直ちに決裁権 者の決裁を受けました。今後は、徳島市 教育委員会事務決裁規程等に基づき、 適正に処理を行います。

### 3 契約事務

- (1) 契約書において、収入印紙が貼付されていないものがあった。
- (2) 契約書における収入印紙の貼付額が 適正でないものがあった。
- (3) 支出負担行為書において、会計管理者 への協議ができていないものがあった。

### 3 契約事務

- (1) 当該契約書については、直ちに適正な 金額の収入印紙を貼付しました。今後は 印紙税法に基づき、適正な事務処理を行 います。
- (2) 当該契約書については、直ちに適正な 金額の収入印紙を貼付しました。今後は 印紙税法に基づき、適正な事務処理を行 います。
- (3) 当該支出負担行為書については、直ち に会計管理者の決裁を受けました。今後 は予算の編成及び執行に関する規則に 基づき、適正な事務処理を行います。

# 4 その他

(1) 出勤簿に押印がないものがあった。

# 4 その他

(1) 出勤簿については、直ちに押印しました。今後は徳島市教育委員会事務局処務 規程等に基づき、適切な処理を行いま す。